

5 SNSの利用にあたって

SNSは、大変便利なものですが、利用時の不注意により被害者になったり、加害者の立場になったりします。注意すべきことをよく理解したうえで活用しましょう。

- 近年、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）が身近なものとなっています。SNSには、Facebook や Twitter、LINE、Instagramなどがあります。これらは、多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に情報を発信できるコミュニケーションツールとして大変便利なものです。しかし、利用時の不注意によって想定外の被害にあったり、思いがけず第三者を誹謗中傷することとなり、加害者の立場となることさえあります。
- SNSの利用にあたり注意すべきことをよく理解したうえで活用しましょう。

1 SNS利用にあたっての注意事項

①一度インターネット上に公開した情報は取り消すことはできません

インターネット上に公開した情報は瞬時に広まります。あとで掲載内容を削除したとしても、情報の拡散はすでに始まっており、公開した情報を完全に削除することは不可能です。

②発信した情報はネットワーク上に残り、発信者自身の将来にも影響します

たとえ匿名で情報を発信したとしても、過去の発信内容やIPアドレスから発信元を特定することは可能です。不用意な情報の発信が、進級や就職に悪影響を及ぼす可能性も十分に考えられます。

③SNS利用にあたり、個人情報の記載には注意しましょう

SNSの利用に際し、個人情報の登録を必要とすることもあります。不必要に個人情報をインターネット上に記載することは避けましょう。特に個人が特定される情報（氏名・住所・連絡先・大学名・写真等）には十分注意しましょう。

2 SNSにまつわるトラブルの事例

①大手企業からの内定取消（2011年〈平成23年〉）

ある学生が、同じ大学に通う学生らが起こした事件に対して、Twitterで事件を容認するような発言をしたことで、SNSが大炎上しました。これにより、発言者の実名をはじめとする個人情報が次々とインターネット上に公開されることになりました。さらに、怒りの矛先はそのような人物に内定を出した就職先にも向けられ、最終的には内定取消に至りました。

- SNSでの発言は、公の場で自分自身を名乗って発言するのと同じ状況になることもあります。

▶IPアドレス

ネットワークにつながっている通信機器にデータを送るため、個々の通信機器に割り振られた識別番号のことです。ネットワーク上に存在する住所のようなもので、IPアドレスをたどることで個人や情報の発信場所を特定することができます。

② 未成年者の飲酒、飲酒運転、電車の不正乗車、およびカンニング等の行為をSNSで告白 (2012年〈平成24年〉)

ある学生がTwitterで「カンニングをした」と発言しました。この発言が元で過去の飲酒運転も発覚し、SNSが大炎上しました。また、これを契機に、他のSNSでの公開情報と併せ、本名や所属サークル、顔写真まですべて流出しました。なお、学生が在籍する大学では不正行為が事実であると判明した場合、その学生の単位認定をはじめ、不正行為の処分について学内で検討し、処分することになります。



● 本学においても、公序良俗に反する行為、不正行為に対する処分は、学内の諸規程で定められています。

③ アルバイト先で知り得た情報をSNSで暴露 (2013年〈平成25年〉)

ある学生が、アルバイト先のコンビニエンスストアに「有名選手が来た」と実名を挙げて店内に備え付けられた防犯カメラの画像を公開し、SNSが大炎上しました。騒ぎが拡大してから本人はTwitterのアカウントを削除しましたが、アカウント取得時に、実名や出身校、在籍する大学の学部名などを登録していたため、瞬時に個人が特定され、ネットワーク上に個人情報が拡散しました。



● アルバイト先の企業に不利益を与えた場合、損害賠償を求められることもあります。

④ 勤務先での「悪ふざけ」をSNSで公開し、解雇処分 (2013年〈平成25年〉)

コンビニエンスストアの従業員が、アイスクリームの冷凍ケースの中で寝転がる写真を自身のFacebookに投稿し、「食品を扱っている店舗において不衛生ではないか」と大きくメディアで取り上げられました。その写真はインターネット掲示板などに転載され、店舗情報や従業員が店舗関係者の親族であるといった情報が加わり、SNSは大炎上しました。フランチャイズ元の企業は本事案を謝罪の上、問題の従業員を解雇し、問題を起こした店舗との契約を解除しました。



● アルバイト先に限らず、安易な気持ちで行った「悪ふざけ」が、場合によっては解雇・損害賠償に至ることもあります。

3 自分の個人情報を守るために

- 「自分の個人情報は自分で守る」ことが大切です。
- まず、自分が個人情報を提出する組織・団体が個人情報の適切な運用を行っているのかを確認することです。申込書などに個人情報を記入する場合やWeb上で個人情報を直接入力する場合には、次に示す事項が明示されているか必ず確認してください。
 - ① 個人情報の利用目的は明示されているか
 - ② 個人情報の委託や提供の有無について記載されているか
 - ③ 個人情報の開示手続について記載されているか
 - ④ 企業・団体名や苦情・相談窓口などの連絡先は明示されているか
- ただし、個人情報の提出先は学校や企業・団体に限りません。個人に提出する場合にも同様の注意が必要です。